

0 学校評議会への参加は？
0 生徒会は！
2回予算を入手 (部)
放送部
11月19日部

未来の主権者を育てる生徒会役員選挙

～特別支援学校高等部での取り組み～

会を17.
期 - 27.
を選挙
7月10日
と27日

高橋 誠 (宮城歴教協)



1 選挙管理委員の選出

生徒会役員選挙は年2回、前期(4月)と後期(10月)に行なわれます。選挙を管理する選挙管理委員を3人ほど募集します。選挙管理委員になると立候補できなくなるので注意を払う必要があります。選挙のお知らせ(公示)をすることや、選挙のやり方を説明すること、立会い演説会の司会進行、投票用紙の配布、開票作業などたくさん仕事があることを伝え、休み時間が減ってしまうことも伝えなければなりません。

選挙の管理ですから生徒会役員選挙というものを通常の中学校で経験したことがある高等部からの入学者が適しているのですが、当然、候補者になる素質も十分に持っていることとなります。中学部からの入学者では小学校の児童会役員選挙が行なわれていない状態では特別支援学級で学級委員選挙や代表委員選挙はあり得ないので事実上選挙の経験がないということになります。しかし、高等部に入学して2年目、3年目となるとそれまでの生徒会役員選挙の経験をもとに「立候補はしないけど、選挙管理委員はやってみたい」と申し出る生徒もいるので選挙管理委員は出そろいます。

はじめに 生徒たちの実態

知的障がいのある生徒たちですが、小学部から在籍している生徒ほど障がいの程度が重く療育手帳A(最重度・重度)がほとんどです。中学部、高等部からの生徒は程度が軽く療育手帳B(中度・軽度)が占めています。多くの知的障害特別支援学校では、療育手帳を一応の基準として教育課程を分けています。

中学校まで交流学級で通常の教育課程の社会科(地理・歴史・公民)を学習してきている生徒もいます。自閉症の場合、記憶力に優れた生徒は暗記物にきわめて強く、ある意味、社会科は通常学級の生徒並みに点数を取ることができる得意教科と言えます。選挙について多少なりとも知識のある彼らが「障がいのある当事者」として将来、選挙権をもったときにどのように考え、行動すべきかを実際の生徒会役員選挙の場面を通して教えたいと考えました。

2 選挙の公示

本来、「公示」は、[天皇の国事行為](憲法第7条)を伴う選挙の時だけに使われます。これにあたるものが衆議院の総選挙と参議院の通常選挙です。このほ

かの選挙では、国政選挙を含めて「告示」を使います。生徒会の会長を決める性格上、首長選挙のように捉えると「告示」になってしまうのですが、副会長も決めるというあたりが「みんなの代表とそれを補佐する人を選ぶ」という点で総選挙・通常選挙と見なして「公示」でいいのかなと思います。

前期（4月）と後期（10月）では立候補できる学年に制限があります。多くの中学校や高校と同じだと思いますが次のとおりです。

○前期（4月）

入学して間もない1年生は立候補できません。2，3年生の立候補者からみると1年生は浮動票の無党派層となるので、1年生から少しでも多く投票してもらえようと上級生は張り切ります。

○後期（10月）

卒業が間近に迫ってくる3年生は立候補できません。初めて立候補できる1年生，上が抜けることで覇権を取れると張り切る2年生が立候補します。3年生は半年間の様子を見た1年生と付き合いの長い2年生を見比べて投票できます。

任期を1年間として9月か10月に実施する学校もあるでしょうが1年生と2年生の1回ずつしか立候補できません。

3年生になって最上級生として意欲が湧く場合もあるので，前後期制にして立候補のチャンスが3年間のうちに4回あるのは良いことだと思います。

○定数（会長1名，副会長2名）

学年の制限はありません。過去に，後期選挙で1年生会長・1年生副会長2名とオール1年生体制になったことがあります。このときは2年生の会長候補も副会長候補も落選しました。2年生の候補者が当時の3年生から支持を得られなかったのが要因のようです。

選挙の公示は，選挙管理委員会が司会進行をします。選挙管理委員長を互選し，委員長が選挙の意義について説明します。委員長以外は形式的な立候補の要件，選挙日程などを説明します。

選挙運動が始まってしまうと騒がしくなるので，この公示のときに，生徒会担当（筆者）から「選挙について」と題して授業を行います。ここが実践のポイントとなる部分です。

③ ビデオ教材，資料の提示

小学6年生向けの社会科番組が視覚的に優れて分かりやすく言葉も平易で使いやすいです。テロップで大切な用語が提示されると，画面を止めて，意味を知っている生徒がいれば発言させ，分からない場合は教師が簡単な言葉に置き換えて説明します。元が小学生向けなのでとても分かりやすいのですが，生徒の実態の差が大きいので翻訳（概念砕き）は必要です。飽きないように重要な事柄が含まれる部分に限って見せました。

難しそうな内容が数分間続くので，選挙で禁止されている「強要」「賄賂」「誘惑」などはイラストを使って面白く提示して一息つけるようにしました。

④ 選挙運動

公示後，立候補の受付がすぐに始まり，期日までに選挙管理委員に届け出た（口頭で良い）瞬間から選挙運動開始です。選挙運動は選挙管理委員会で合議して公示のときに知らせた内容です。例えば，「候補者は選挙運動をするときはタスキをすること。選挙ポスターは4つ切り画用紙の大きさまでで2枚以内，立体的でも良い，写真を加工しても良いが本人以外の（アイドル歌手など）を立候補者と偽ってはいけない。ポスターを貼り出

す場所は高等部のフロアのみとする。階段やエレベーター内は禁止…」

また、立会い演説会のときに応援演説をしてもらうので、立候補者は応援演説者を依頼しなければなりません。学年を超えて応援演説するのも構いません。立候補したくても応援演説者が決まらず届け出ができなくて困っているという例も結構あります。

多くの立候補者は休み時間や給食時間に応援演説者を伴って各教室を回ります。しっかりと原稿を用意して演説をする候補者、ただ名前を連呼して通り過ぎる候補者、一人ずつ握手をしてスキンシップを図る候補者、戦略は様々で面白いです。

この選挙運動から投票当日の立会い演説会までを通して、立候補して選ばれる側の生徒も、投票して選ぶ側となる生徒も、どちらもここで生徒の主体性を存分に発揮してほしいと願うところです。

5 立会い演説会

投票日当日、投票の直前に「立会い演説会」を開催します。選挙管理委員会が司会進行をして立候補者と応援演説者にそれぞれ演説してもらいます。言葉が出なかつたり声が小さかつたりする生徒のためにマイク（スピーカー）やVOCA（ボタンを押すと機械音声が出る）を使ったり、お笑い芸人の“鉄拳”のようにスケッチブックをめくつたり、垂れ幕を用意して次々と垂らしたりしてアピールすることもできます。演説で自分の公約を述べるのですがその内容は、おそらく通常の中学校の生徒会役員選挙と同じ程度だと思われます。「あいさつをしっかりとできる学校にしよう」や「楽しい行事をたくさん企画して実行します」などです。もちろん担任

と事前に相談して実現可能な公約を考えておく必要があります。

前期は5月～10月の行事（他校との交流会、運動会や学芸会などお楽しみがメイン）、後期は11月～3月、そして次年度の4月までの行事（予餞会・卒業式と入学式・対面式などの儀式的行事がメイン）を見通して公約に取り入れておく必要があります。実はそのことも踏まえて生徒たちは立候補を考えているのです。立候補を促しても「ぼくは後期で儀式のときにみんなの前でお話しするようなことをやりたいから前期は出ません」とはっきりと言います。

6 投票・開票

よいよい投票です。選挙管理委員が投票用紙を厳重に管理して一人ずつ手渡します。立会い演説会を行った多目的ホールの後方に投票所が設けられ、仕切りのある記載台を用意して個人の投票の秘密は守られるようにします。

字を書けない生徒のために顔写真入り投票用紙も用意して○印を付けたリ、指さし（秘密を守る帯同教師が代筆）をしたりして全員が投票します。当日の欠席があらかじめ分かっている生徒の期日前投票も保障されます。

すぐ開票となり、選挙管理委員長が投票箱から投票用紙を取り出しながら名前を読み上げていきます。名前が読み上げられるたびに歓声やため息が入り混じる悲喜こもごもの開票です。当選して飛ぶ上がって喜ぶ生徒もいれば、落選して泣き出す生徒もいます。知的障がいゆえのことなのでしょうが友達が落選したことを許せなくてパニックに陥る生徒もいます。当落が決した直後に新しい生徒会長、副会長からあいさつをしてもらうことで、みんなに選んでもらえた喜びと同時

に責任をきちんと果たすように決意表明をすることが大事だと考えます。もちろん落選した生徒へのフォローもします。

ここで選挙管理委員を解任して、ここまでの活躍を労います。通知表の特別活動の欄や所見の中に「選挙管理委員」と書かれるのもうれしいようです。

このあと、新しい生徒会長1名、副会長2名（“生徒会三役”と呼んでいる）と高等部の行事を作り上げていくのも実に楽しいものです。いずれ機会があったら報告したいと思います。

7 障がい者をめぐる選挙の問題

障がい種別に応じた問題、働く場、住む環境によって生じる問題、ハードの問題、ソフトの問題と多岐にわたっています。

①聴覚障がい・視覚障がいに対応して、手話や字幕をすべての政見放送に義務づけるとともに、点字による選挙広報などの改善

②福祉施設ぐるみの誘導、代筆の問題

③在宅での投票制度の拡大充実、オールバリアフリー投票所の整備

④成年後見人がつく（被成年後見人になる）と選挙権がなくなることの復権

このレポートを最初に発表した2013年1月段階では、成年後見人制度を利用したために選挙権を喪失した障がい者が訴訟を起こしていることを障害者問題について議論する全国組織からの情報で知っている程度でした。

成年後見制度は2000年、認知能力が十分でない人の財産管理や契約を手助けするため、禁治産、準禁治産制度に代わって導入されました。成年後見先進国のドイツは人口の約1.6%に当たる約130万人が利用していますが、1992年の法

律の全面改正で後見人が付いても選挙権を一律に失うことはなくなったとのことです。日本の成年後見人制度はドイツを参考にしたというものの公職選挙法に成年後見人が付くと選挙権を失うという規定があるがために矛盾した状況に陥っていたのです。

訴えを起こしていたのは知的障害のある茨城の女性(50)ですが、2007年に父親が成年後見人になって選挙権を失うまでほぼ毎回投票所に出掛けて選挙権を行使していたそうです。彼女が選挙権を失ったときのショックの大きさを想うと胸が痛みました。障害者問題について議論する全国組織では裁判支援を進めると同時に同じ趣旨の訴訟を札幌、さいたま、京都で起こして全国的な運動の高まりを期待していました。

そんな折、2013年3月14日、東京地裁が成年後見制度の選挙権喪失は違憲であると判決を下し、「被後見人は選挙権を持たないとした公選法の規定は憲法違反であり、無効。原告には選挙権があると認められ、次回の国政選挙で投票できる」と結論づけました。裁判長は判決を言い渡した後、原告女性に「どうぞ選挙権を行使して社会に参加してください。堂々と胸を張って、いい人生を生きてください」と語り掛けたそうです。

おわりに

原告女性が7月の参議院選挙から復権した選挙権を行使する姿がテレビニュースで取り上げられました。

どんなに障がいが高くても基本的人権が尊重される社会でありたいという願いを込めて実践してきました。生徒たちには2～4年後には得られる選挙権をきちんと行使して「堂々と胸を張って」社会に参加してほしいものです。